



平成28年1月は、農地集積バンクの 受け手募集期間です!

***平成28年1月、本年度第3回目の農地借受希望者(受け手)の公募を行います。**
借受希望地の市町村・JA等窓口、又は機構で受け付けいたします。
(これまで既に応募いただいている方は手続き不要です。)

機構事業 これまでの実績

※来年度の作付に向け、一層の機構事業の活用をよろしくお願いたします。

	年間目標	(実績) 転貸面積	件数
平成26年度	2,000ha	450ha	320件
平成27年度 (11月認可分まで)	4,560ha	1,325ha	1,019件
合計		1,775ha	1,339件

受け手の方へ

借り受けた農地の利用状況 報告をお忘れなく。

- ※機構から農用地を借り受けている方宛てに、報告用紙が郵送されます。
- ※個人農家の場合、3月末までに報告。法人の場合は、事業年度終了後3ヶ月以内の報告が必要です。

様式10号
平成 年度 農地中間管理事業で借り受けた農地等の利用状況

住所 _____ No. _____
氏名 _____ 印 _____ ページ _____
電話 _____ 発行日 平成 年 月 日

1 機構から借り受けた農地の作付状況(1筆ごとに作付した作物名を記入してください)

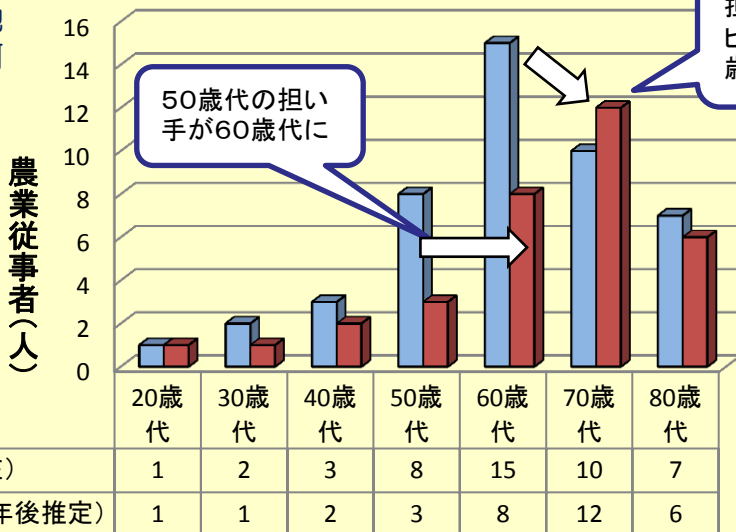
No.	所在期	期目	面積(m ²)	作物名	借受開始	借受終了
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						

集落の話し合いのために

*10年後には、誰もが10歳としをとります。地域の農地を守るため、できることは何か話し合いを進めましょう。



A集落における農業従事者の年齢構成 (シミュレーション例)



農業者年金

農地中間管理機構への農地の貸付は農業者年金制度の経営継承に該当します！

問) 経営移譲年金及び特例付加年金の受給者が後継者に貸していた農地を農地中間管理機構に貸し付ける場合、経営移譲年金及び特例付加年金の受給はどうなりますか？

答) 農地中間管理機構は適格な経営移譲等の相手方として位置づけられていますので、次の要件(*)を満たすことにより、経営移譲年金及び特例付加年金を引き続き受給することができます。

また、機構に農地を貸し付けたら、速やかにJAに届出してください。

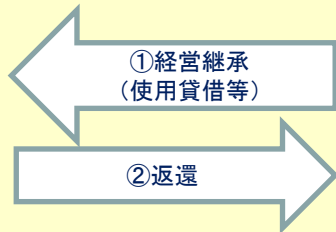
※要件 ①利用権の設定期間は10年以上であること

②後継者から農地の返還を受けた日から起算して1年以内に農地中間管理機構へ利用権を設定すること

農地中間管理機構



- ☆適切な手続【旧制度(経営移譲年金)】
 - ・返還から1年以内に基盤法第18条による10年以上の賃貸借等
- ☆適切な手続【新制度(特例付加年金)】
 - ・返還から1年(条件不利地域は2年)以内に10年以上の賃貸借等



③

※農業者年金に関する詳細は、必ず農業委員会やJAにご確認ください。

納税猶予制度の特例について

※詳細は必ず税務署にご確認ください。

農地中間管理事業による貸付は、猶予が継続される特定貸付に該当します。

相続税納税猶予制度



[納税猶予の適用を受ける]

貸付けを希望

特定貸付け
(農地中間管理事業)

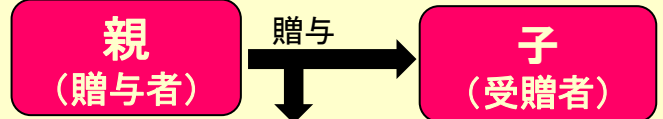
2ヶ月以内に税務署に
[届出書]等を提出

終身農地利用

免除(子の死亡など)

※農地中間管理事業による貸借は、「特定貸付」に該当し、相続税納税猶予が継続されます。

贈与税納税猶予制度



[納税猶予の適用を受ける]

貸付けを希望

10年または20年以上
営農を継続

特定貸付け
(農地中間管理事業)

2ヶ月以内に税務署に
[届出書]等を提出

猶予継続

免除(贈与者または受贈者の死亡)

※贈与税猶予の場合、特定貸付する前に、10年(65歳未満の受贈者は20年)営農していることが必要です。